

令和 年 月 日

焼骨の引き取りに関する確認(依頼)書

豊田市長様

○古瀬間聖苑利用許可を受けた者

住所

氏名

電話()

○確認(依頼)者

- 施設利用許可を受けた者と同じ
 施設利用許可を受けた者以外(以下に記載してください)
・施設利用許可を受けた者との関係

・住所

・氏名

・電話()

・施設利用許可を受けた者にも以下を確認しました

下記の者について、焼骨の《 一部 ・ 全部 》を引き取りません。

引き取らなかった焼骨の豊田市古瀬間聖苑管理規則第4条第2項による豊田市長が行う処理について、以下のとおりであることを確認し、焼骨の処分を依頼いたします。

- 引き取らなかった焼骨は以下のとおり処分されること
合同の保管 → 委託業者により、運搬 → 集積、分別処理 → 分別後の遺骨は合同埋葬、有価物(貴金属類)は売却して古瀬間聖苑維持管理に活用
- 引き取らなかった焼骨の返還は不可能であること
- 確認をした人は、親族等の関係者へ説明を引き受けていただくこと及び焼骨処分等におけるトラブルが生じた場合は責任をもって対応すること

記

父母の氏名	父		母	
父母の住所				
性別	男 ・ 女 ・ 不詳			
妊娠週数	満 週			
火葬の場所	豊田市古瀬間町小田820番地		豊田市古瀬間聖苑	
火葬施設の利用日時	令和	年	月	日(午前・午後) 時 分火葬

(お願い) 「死胎火葬許可書」提出時又は収骨終了までに聖苑受付へご提出ください。

○豊田市古瀬間聖苑管理規則 第4条(焼骨、遺体等の引取り)

- 聖苑の利用許可を受けた者は、市長が指定した日時にその焼骨、遺体等を引き取らなければならない。
- 前項に規定する日時に利用者が焼骨、遺体等を引き取らないとき、又は聖苑の管理上支障があると認めるときは、市長においてこれを処理することができる。